

議第209号

ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例

ふるさと体験交流施設設置条例（平成17年呉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第6条，第6条の2関係）		別表（第6条，第6条の2関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
コテージ梶ヶ浜	1棟1泊につき <u>56,000円</u>	コテージ梶ヶ浜	1棟1泊につき <u>73,500円</u>

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

コテージ梶ヶ浜の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。